



私らしく、未来をかなえる

みらいプラス

災害死亡給付金付個人年金保険



Hello Kitty

© 2026 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L670259

将来必要な資金を確実に準備でき、
さらに積立配当金の楽しみもあります。

みらいプラスの仕組み図(イメージ)

保険料例

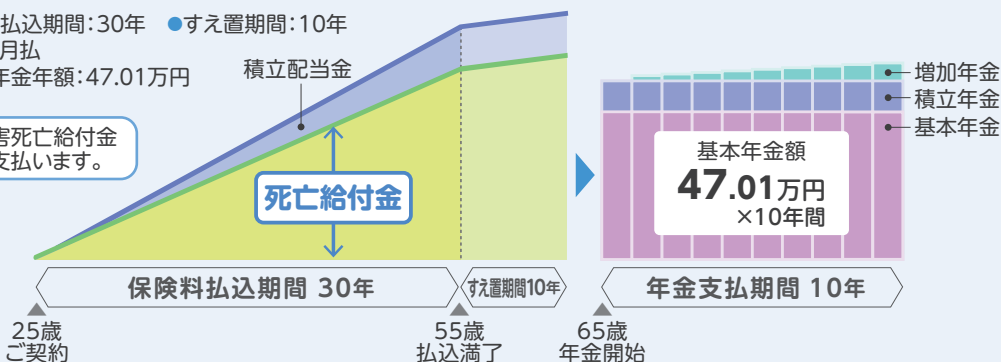
- 被保険者: 25歳 ●保険料払込期間: 30年 ●すえ置期間: 10年
- 保険料払込方法: 口座振替月払
- 10年確定年金定額型 ●年金年額: 47.01万円

災害で死亡したときは、災害死亡給付金
(死亡給付金額×1.1)を支払います。

口座振替月払保険料 **1万円**

① 払込保険料総額

1万円×12ヵ月×30年
=**360万円**



積立配当金は、年金開始日に積立年金の原資に充当します。
年金開始後の社員配当金を原資とし、増加年金が支払われることもあります。

●年金開始時から毎年年金を受取る場合

こちらの受取額は
確定しています

基本年金	
②	②÷①
年金累計額	返戻率
470.1万円	130.5%

配当金を含まなくても
払込保険料総額から
年金累計額は**110.1万円UP**

基本年金+配当金		
③		③÷①
年金累計額 +積立年金 +増加年金	積立年金 +増加年金	返戻率
617.3万円	147.2万円	171.4%

配当金を
含む場合は
返戻率UP!

2025年度決算配当率を基に計算した
配当金を含む場合なら払込保険料総額から
年金累計額は**257.3万円UP**

※上記積立配当金を年金開始時に一括で受け取った場合は、**約113.0万円**となります。また、基本年金を年金受取に代えて年金開始時に一括で受け取った場合は**約446万円**となります。(すべてを一時金で受け取った場合は、113.0万円+446万円=**約559万円**となります。)

※返戻率は「年金受取総額÷払込保険料総額×100(小数点以下第2位を切捨て)」で計算しており、保険料払込期間、すえ置期間、年金支払期間などによって異なります。

※上記は、基本年金額の減額や積立配当金の途中引出がない場合の金額です。



上記「積立年金、増加年金」は、予想額で、確定したものではありません。

- 予想配当金は、2025年度決算の「配当率」が満期まで継続したと仮定した場合の金額です。
- 「みらいプラス」の配当金は、毎年の決算実績に基づきご契約の2年後から毎年支払われますが、決算状況によっては、配当金が0となる年度もあります。そのため、実際の配当金は予想配当金額とは異なります。

【積立配当金例(1)・(2)・(3)】

	配当率	配当積立利率
例(1)	2025年度決算配当率	0.75%※
例(2)	例(1)+0.5%	例(1)+0.5%
例(3)	例(1)-0.5%	例(1)-0.5%

【年金開始年齢における積立配当金(累計額)(1)・(2)・(3)】

	65歳
例(1)	約113.0万円
例(2)	約177.8万円
例(3)	約55.7万円

(注) 上記の例(1)～(3)は、配当金の変動範囲を示すものではありません。

※例(1)の配当積立利率は、2026年7月1日時点のものです。

みらいプラスなら保険料払込中の 税金の負担を軽減できます！

「みらいプラス」に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、
以下の税制優遇措置を受けることができます。

メリット

1

一般生命保険料控除とは**別枠**で、
税金の負担が軽減される個人年金保険料控除の適用を受けることができます。

メリット

2

所得税 最高 **40,000 円**/年間 住民税 最高 **28,000 円**/年間
個人年金保険料控除として、上記金額が所得から**控除**されます。

特約を付加できる条件

1 年金受取人は**契約者**または**配偶者**

2 年金受取人は**被保険者**と同一人

3 年金開始年齢が**60歳以上**

4 年金受取期間が**10年以上**

5 保険料払込期間が**10年以上**

*「個人年金保険料税制適格特約」を付加されますと、積立配当金の途中引当はできないなどの制限があります。

*個人年金保険料税制適格特約を付加せずにご契約いただいた場合、一般生命保険料控除の対象になります。

みらいプラスならゆとりある老後を 過ごすための資金をご準備いただけます！

公的年金だけだと、1ヵ月に必要な生活費にも不足する可能性があります。



ゆとりある将来のためには**自助努力**が大切です。

※1 出典：総務省統計局「2025年家計調査 家計収支編」(消費支出額+非消費支出額)

※2 出典：(公財)生命保険文化センター「令和7年度生活保障に関する調査」

※3 出典：厚生労働省 報道資料「令和8年度の年金額改定について」

●記載の税務上の取り扱いは2026年7月現在の税制によるもので、今後変更となる可能性もあります。実際の取扱いにつきましては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

●本資料は商品の概要や代表事例を示しており、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。

●ご検討にあたっては「保険設計書(契約概要)」 「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご確認ください

【引受保険会社】

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

生命保険のお手続きやご契約に関する照会先
フコク生命 お客さまセンター

0120-259-817

受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)

(登) B-2026-57 (2026.7.3)使用期限 (2027.7.2)

【募集代理店】

1ページ目もあわせてご覧ください→

2ページ/2